

新見市立本郷小学校 いじめ問題対策基本方針

令和6年4月改訂

いじめに関する現状と課題

- ・昨年度のいじめ発生件数は6件であった。早期発見をして、全職員でいじめられた児童のケアやいじめた児童への対応を行い、保護者等とも連携を図り、ほぼ解決することができた。その後も、継続して観察、対応をした。また、その他にもいじめにつながりそうな人間関係上のトラブルがなかったとは言えない。今後も早期発見に気を配っていきたい。
- ・いじめ防止対策については、全職員の共通理解のもと、計画的・継続的に取り組んでおり、一定の成果を上げている。
- ・いじめの防止や早期発見を図るために、きめ細やかな指導を継続して行う必要がある。また、保護者や地域・関係機関との連携をさらに強化していく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いわゆる「いじめ」は(以下いじめ)、人間として絶対に許されない人権侵害であるという認識をもつ。
- ・いじめは、全ての児童、学級、学校で起こりうる問題であるという認識をもつ。
- ・いじめを傍観することは、いじめと同様に許されない行為であるという認識をもつ。
- ・いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題であるという認識をもつ。
- ・いじめの認知については、些細なことも重大な事態に至るという認識のもと、積極的に認知していく。
- ・いじめは人権侵害であることから、学校教育はもとより家庭教育・社会教育などのすべての教育活動において、取組を行っていかなければならない問題であるという認識をもつ。
- ・いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する必要があるという認識をもつ。
- ・いじめは未然に防止する必要があり、全教育活動を通じて未然防止の取り組みを行っていかなくてはならないという認識をもつ。
- ・いじめの防止は、教職員自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組む。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校基本方針をPTA総会や参観日で説明し、学校がいじめ問題への取組について、保護者の理解と協力を得る。

- ・学校運営協議会の場を活用し、地域の方との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。

- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の望ましい使い方等について地域や保護者を対象に啓発を行う。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、相談窓

<対策委員会の開催時期>

- ・年3回開催(学期ごと)の定期委員会と問題に対応した緊急委員会

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・直後の職員会議で全教職員に周知
- ・緊急の場合は終礼等で伝達

<構成メンバー>

- ・校外
PTA会長、副会長、SC、SSW 等
- ・校内
校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、担任、特別支援コーディネーター、その他必要と認められる者

全 教 職 員

関係機関等との連携

<関係機関名>

- ・市教育委員会
- ・SC
- ・SSW

<連携の内容>

- ・保護者支援の相談等

<学校側の窓口>

- ・教頭

<関係機関名>

- ・新見警察署、法務局、ネットパトロール事業

<連携の内容>

- ・非行防止教室の実施
- ・ネット上のいじめの監視

<学校側の窓口>

- ・教頭

学校が実施する取組

①
いじめの防止

- 人権意識、人権感覚の深化。
 - ・児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう、道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
 - ・全教育活動を通じて正しい判断力を身に付けさせる。
 - ・「いじめを考える週間」「人権週間」中の活動を計画的・継続的に行う。
 - ・学年の発達段階に応じた情報モラルの指導を行う。
- 自己有用感を高める生徒指導。
 - ・基礎基本を大切にした個に応じた分かる授業を創造する。
 - ・基本的な生活習慣を確立させる。
 - ・児童が主体的・自発的に取り組める特別活動を展開する。
 - ・人との関わり方を身に付けさせるために、様々な教育活動を通じてよりよいコミュニケーションを図れるようにする。
 - ・深い児童理解に基づいて、生徒指導の充実を図るとともに、児童が生き生きとした学級生活を送れるようにする。
 - ・児童の訴える力の育成や、見て見ぬふりをせず互いに支え合う風土を培う。

②
早期発見

- 調査活動の充実
 - ・日常的な観察を丁寧に行い、報告・連絡・相談を行う。
 - ・終礼や職員会議等で、児童の様子についての情報交換を丁寧に行う。
 - ・定期的にアンケート調査などを行い、実態の把握に努める。
 - ・児童の教育評価にいじめの項目を位置づける。
- 教育相談活動の充実
 - ・アンケート実施後、教育相談活動を行い、実態の把握に努める。
 - ・養護教諭による保健室での教育相談活動を積極的に活用する。
- 家庭や地域、関係機関との連携
 - ・家庭や地域、関係機関と連携し、情報の収集に努める。

③
いじめへの対応

- いじめをより積極的に認知し、100%の解消を目指し、組織的に徹底的に認知と解消に取り組む。
- いじめへの早期対応
 - ・「問題行動発生時の生徒指導対応マニュアル」(別途作成)に則り、早期対応に努める。
 - ①発見後速やかに報告及び実態把握→②校内委員会の招集→③実態把握→④児童・保護者への対応→⑤指導の評価と継続
 - ・家庭や地域、関係機関と連携した取組を行う。
- 児童の状況等については、事実関係や指導の経緯等の情報を「時系列報告書」に適切に記録し、保管しておく。